令和２年小布施町議会９月会議会議録

議　事　日　程（第３号）

令和２年９月１１日（金）午前１０時開議

開　　議

議事日程の報告

日程第　１　行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	寺島弘樹君	２番	水野貴雄君
３番	関　良幸君	４番	竹内淳子君
５番	中村雅代君	６番	福島浩洋君
７番	小林一広君	８番	小西和実君
９番	大島孝司君	１０番	小渕　晃君
１１番	関谷明生君	１２番	渡辺建次君
１３番	小林正子君	１４番	関　悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島　聰君	総務課長	大宮　透君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	永井芳夫君	健康福祉課長補佐	益満崇博君
産業振興課長	冨岡広記君	建設水道課長	畔上敏春君

建設水道課長補佐	林　信廣君	教育次長	藤沢憲一君
監査委員	畔上　洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山﨑博雄	書記	祢津貴子

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（関　悦子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関　悦子君）　本日の日程は、別紙印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関　悦子君）　日程第１、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。

昨日に引き続き、順次質問をお願いします。

◇　関　　良　幸　君

○議長（関　悦子君）　最初に、３番、関　良幸議員。

〔３番　関　良幸君登壇〕

○３番（関　良幸君）　コロナ禍における学生への経済的・精神的支援について伺います。

新型コロナウイルスの影響で、学生が経済的・精神的に大きなダメージを受けているという報道を目にします。経済活動の停滞でアルバイト収入が得られず、生活費やアパート代の支払いに支障を来し、学業の継続に不安を感じる。就職活動中の学生においては、情報収集もままならないばかりか、企業の新卒採用も減りそうで、将来設計を描けない。キャンパス

への立入りが制限され、対面授業がなく、オンラインでの授業ばかりで、友達とも会えず、孤立感が深まり精神的に落ち込んでいる。この春入学した１年生は、入学式以来、キャンパスへ足を踏み入れたことがなく、学ぶ意義が見いだせない。学校へ行けないにもかかわらず、帰省も自粛され、ふるさとに帰ることもままならないなどなど、学生が非常に経済的・精神的に困窮、疲弊している姿が浮かびます。

また、ある大学の学生新聞のアンケートによると、この秋以降に退学を考えていると答えた学生が約１割近く。休学を検討している学生が約４分の１に上ったとの報道もありました。コロナの影響で対面授業や課外活動が制限された上、学費への不満や経済的な不安が大きいことが背景にあると見られるとのことでした。

このような状況に対し、国は、経済的に困窮する学生に、学生支援緊急給付金を創設し、１人10万円、住民税非課税世帯は20万円を給付するとしましたが、給付対象が限定的であること、給付条件が厳しいこと、申請手続が煩雑であることなどから、困窮学生の救済という初期の目的は果たしていません。

一方、地方自治体においては独自策を打ち出し、学生を支援しているところも見受けられます。長野県においては、近隣の信濃町では、そよげわか竹！応援便として特産品を、坂城町では学生リフレッシュ応援券として商品券を送っています。総じて市よりも町や村での施策が多く、救済というイメージよりあくまで応援という意味合いで特産物や５万円から１万円程度の現金を支給している自治体が多いようです。

これらの状況を踏まえ、我が町でも親元を離れ異郷の地で学ぶ町出身の大学生、短大生、専門学校生などへの支援ができないか伺います。

まず、経済的支援策として、日常生活の支援として現金、または学生の利便性が高いと思われるコンビニなどで使えるギフトカードなどの支給、ふるさとを思い出してもらい、愛着を持ってもらうきっかけとして、特産の送付などはできないでしょうか。

また、併せて困難を乗り越えてもらうために、言わば精神的支援として、町長または町幹部職員、もしくは世代が若い若手職員の応援メッセージなどを同送することはいかがでしょうか。

以上、見解を伺います。

○議長（関　悦子君）　藤沢教育次長。

〔教育次長　藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君）　おはようございます。

それでは、関　良幸議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響により、多くの学生がアルバイトを失ったり収入が減ったりして、経済的に大きな打撃を受けている現状であります。大学、短大、専門学校などで学ぶために、親元を離れて独り暮らしをしている学生は、年間の学費とは別に生活費なども賄わなければなりません。そのため、多くの学生は奨学金を学費に充て、生活費をアルバイトで工面するなどしながら生活をしています。しかし、アルバイトがなくなったことで、生活費を工面することができないという問題に直面しています。

文科省の調査では、大学、短大の進学率は年々増加し、2019年度には58％、専門学校などを含めた高等教育機関への進学率は83％にもなると言われており、決して一部の若者の問題ではありません。

今年入学した大学１年生は、入学式から今まで全く大学に通えていない学生も多く、また、全ての行事や授業がオンラインとなり、疑問があっても友達に気楽に質問し解決することもできないことなど、人とのつながりがないことも、議員ご指摘の精神的に影響を及ぼしている点ではないかと考えます。

県内においても、学生たちを応援するとの意味合いで、独自の支援を行っている市町村が幾つかあります。議員ご発言の信濃町においては、町で生産、製造された商品セットを送っており、坂城町では町内の温泉施設入館券と商品券5,000円分をセットで、飯島町ではお米５キロに加え、町の伝統技能であるわら細工を生かしたわらのアクセサリーに、町長からの応援手紙を添えて送っているようであります。

町の学生への経済的支援策といたしましては、支援金の給付を軸に検討をさせていただきたいと考えており、併せて精神的支援策として、昨今のコロナ禍の中であるがゆえに、離れていても応援している、共に苦境を乗り越え頑張ろうという思いを込めた町長メッセージを添え、学生の皆さんを少しでも後押しできたらと考えております。

今後、案がまとまり次第、議会でのご審議をお願いすることになろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　関　良幸議員。

○３番（関　良幸君）　前向きな答弁であると理解し、うれしく思います。

細かな制度設計はもちろんこれからになるとは思うんですが、この支援を行うには学生の住所の把握が必要になります。現実的には町報や同報無線、ホームページなどで広く周知し、

本人または家族からの申請によらなければならないものと思います。

秋以降、リモート授業を続けるのか否か、対面授業を増やしていくのか否か、キャンパスの立入り制限を緩和するのかなど、各大学においては対応が異なると思うんですが、これらにより、どこに送れば本人に正確に届くのかの把握が必要と思われます。今後のことですが、このあたりのことは現時点ではどのように考えているかお聞かせください。

また、この取組を一過性のもので終わらせることなく、コロナの状況によってではありますが、ある程度継続的に行うことも必要だと思います。さらには仮にコロナが終息したとしても、経済的な支援はともかく、町はいつも皆さんを応援しているよというような応援メッセージなどは継続的に行うことが必要と考えますが、いかがでしょう。

○議長（関　悦子君）　教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君）　関議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、学生の把握につきましては、町のほうでは把握ができないような現状ではあります。しかし、ほかの市町村の対応等を見ておりますと、やはり今、議員おっしゃるとおり、広報あるいはホームページを通じまして啓発を行い、また、それに対して親御さん、保護者の皆さんも含めて申請をしていただくというような手法を取っておるところが大半であります。ですから、学生の把握ができない部分がありますので、申請についてはそれぞれの家庭で行っていただくというような形になろうかと思います。

それと、また、給付金の関係でございますけれども、現金支給になりますと、口座のほうへ支給をするというような形も一般的な考えになるのかなということで、今、考えているところでございます。

あと、今後、継続的な支援ということでございますけれども、確かにコロナ感染が一日も早く終息することが一番望ましいところではございますけれども、議員おっしゃるとおり、小布施出身の学生たちが小布施を離れても、君たちのふるさと小布施は君たちを応援しているんだという、そういう思いが一番大切であると考えておりますので、その辺に関しては継続性も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　関　良幸議員。

○３番（関　良幸君）　この取組で、幾ばくかの経済的な支援を行ったとしても、学生が直面しているコロナ禍の問題が全て解決するとはとても思えません。しかし、町が応援していることが少しでも伝わり、学生の皆さんには学業に専念してもらい、キャンパスライフを楽し

んでもらいたいと願うものです。さらには学業を終えたとき、町の温かさを思い出し、町に帰ってきてくれることを願うものです。

そして、最後に、町長のメッセージが学生の心を打つハートフルな内容であるものを期待して、私の質問を終わります。

○議長（関　悦子君）　以上で関　良幸議員の質問を終結いたします。

◇　竹　内　淳　子　君

○議長（関　悦子君）　続いて、４番、竹内淳子議員。

〔４番　竹内淳子君登壇〕

○４番（竹内淳子君）　おはようございます。

通告に基づき質問させていただきます。

１点目としまして、世界首長誓約の誓約について質問いたします。

昨日、渡辺議員が誓約への経過について質問され、答弁がありましたので、私は今後２年間で気候エネルギー行動計画を立案する取組について伺います。

小布施町は、世界首長誓約に署名しました。ここまでに至る過程については、小布施町のホームページ、あとフェイスブック等に町長の情報が発信されていますが、温室効果ガスのＥＵの排出削減目標以上の削減を目指すことを誓約し、行動計画を策定するとあります。

近年の自然災害は毎年のように日本に接近し、異常気象などと一言で言われていますが、それこそ人類が地球温暖化の要因をつくってきたことを私たちが理解してこなかったことに、今、ようやく気づき始めたところです。

そのような声に、小布施町は長野県で３番目に世界首長誓約に誓約したことについて、私は喜ばしい思いでおります。そして、脱炭素を目指し、具体的な行動を起こし、削減目標値を達成するには、町民の主体的な協力体制が必要不可欠です。

また、先日の町長の答弁にありました総合政策室が、各課の環境分野を横軸でつなぎ、組織全体で取り組み、環境対策を策定していくには、役場内での情報の共有がとても大切だと思います。まだ情報が伝わらなくて知らない方が多いようです。

地球温暖化は様々な要因が複合的に働いた結果です。化石燃料を大量に燃焼させる発電システムや生産活動、大規模畜産や工業型農業など考えられ、食生活や生活スタイルの改善が

求められています。

国際ＮＧＯグレインと農業貿易政策研究所の共同研究調査では、食肉及び乳業企業上位20社の温室効果ガス排出量が、ドイツ、カナダ、フランスなど、温室効果ガス排出量を上回る結果が出ているとの報告が出されています。

平成28年８月に、日本版首長誓約を誓約した高山村は、平成27年７月に環境に関する村民アンケートを実施し、平成29年度から平成33年度を計画期間とする地球にやさしい環境基本計画を策定しています。首長誓約を策定後、名古屋大学の高野教授、杉山准教授をお呼びして、村民ワークショップを２回にわたり開催しています。１回目に、日本各地でのエネルギー自給の取組を実施している市町村のドキュメンタリー映画「おだやかな革命」の上映があり、参加させていただきました。高野教授が村民に、どんなことに取り組みたいかを自発的に考えてくれたら、私たちはお手伝いができる。何にお手伝いできるかは地域の皆さんが決めてくださいとおっしゃっていました。

私も、小布施町で「おだやかな革命」の自主上映会をし、見ていただいた方々に感想を聞かせていただきました。自分の生活の中で何ができるだろうと自分事として考えられる方も多かったです。

行動計画策定後、２年ごとの進捗状況を報告するということですが、町民の主体的協力があると効果が上がります。それには情報の共有と、学ぶ場と、意見の収集が必要だと思います。

２点について伺います。

策定に当たり、住民への説明会、勉強会などを通し、住民の意見を聞く機会を持つ考えはありますか。町民参画のシステムを考えておられますか。

２点目として、ワークショップのときにお世話になった高山村の住民生活課の担当者の方に、小布施町が首長誓約を誓約したことを話しましたら、それは知らなかった。とても心強い。ぜひ情報交換しながら取り組んでいきたいと言っておられました。長野県の誓約都市は高山村、松本市がありますが、連携していくお考えはありますか。ご答弁ください。

○議長（関　悦子君）　大宮総務課長。

〔総務課長　大宮　透君登壇〕

○総務課長（大宮　透君）　おはようございます。

それでは、竹内議員の世界首長誓約／日本の誓約に関してということで、ご質問に答弁をさせていただきます。

まず、昨日、渡辺議員へのご質問に対まして、町長のほうから申し上げましたとおり、この誓約に至る経緯に関しては本日は割愛をさせていただきますが、台風19号災害を踏まえまして、そういった環境に対する声、そういったものが高まってくる中で、これはしっかりと町としての責任としてこういう問題に取り組んでいくべきだということで、誓約をさせていただいたというところは簡単に申し上げておきます。

続きまして、いただいた２点の質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず、計画策定における勉強会であったり、住民の声を聴くような機会、そういったものの開催についてですが、ご指摘のとおり気候変動への対応や施策の推進を行っていく上では、住民の皆さんの協力なくしてこういったものは進められないというふうに考えております。

一方で、こういった計画の策定に向けた、まずはCO_2の排出量であるとか、そういった現状把握、そういった分析が必要になるわけですけれども、そういったものにつきましては、住民の皆さんに協力をお願いする以前に、まずはこの行政、組織が責任を持って取り組むべき領域であると認識をしております。今年度は、そういったまずは現状分析、そういったところからスタートさせていただきまして、町の温室効果ガスの排出量がどの部門からどの程度出ているのか、そういったことをデータを基に分析をさせていただくとともに、そういった結果を踏まえまして、役場としての行動計画、町役場としてまずはどういった行動が取れるのか。そういったことを策定できるように、まずは役場内での議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

また、それを踏まえまして、次年度からにつきましては、特に町内の民間事業者の皆様、また、お一人お一人の住民の皆様に参画をいただきながら、具体的な温室効果ガスの削減策について一緒に検討を進めまして、行動計画の策定、２年間の猶予がありますので、そういった時間を目いっぱい使わせていただいて、一緒に取り組んでいければというふうに考えております。その際には、勉強会の開催はもちろん、またワークショップ、さらにはこういった説明会、そういったものを複合的に組合せながら学んでいただいたり、私たちも一緒に考えるような機会を持ちまして、一緒に住民参画の仕組みを備えた形での検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも竹内議員にもご協力いただけたらというふうに思っております。

また、最後に、誓約都市との連携についてというところですが、結論から申し上げますと、まだこれからというような段階にある状況にあります。行動計画の策定に向けたプロセスについて、例えば先ほど議員のほうからおっしゃっていただいたような、名古屋大学の皆さん

とどういうような経緯で取り組んできたのかというようなことであったり、先行的に進めている取組内容等についてご教授いただくなどして、連携をこちらのほうからお願いをしてまいりたいというふうに考えております。特に高山村に関しましては、県内で最初に誓約をした自治体でもありますし、かなり活動を開始してから時間がたっているというところもあります。また、当然、隣接自治体でもあるということで、先行事例を学ばせていただき、協働できることを模索できればというふうに考えておりまして、既にそういった取組をさせていただいている方に連絡も少しずつ取らせていただいているような状況になっております。

また、誓約都市は、今、小布施も含めまして３都市になるわけですけれども、そこに限らず、やはり環境の取組というものは、都市圏で一体的に取り組んでいくことが大事だというふうに考えておりますので、現在、小布施町も加入させていただいている長野県域の連携中枢都市圏などの枠組みを活用しまして、現在、ＩＯＣプロジェクトで長野市とご一緒させていただいておりますが、そういったところも含めて、長野圏域、北信地域の自治体ともこういった環境分野での連携、協働を模索してまいりたいというふうに考えております。

今後、具体的な連携が進んでまいりましたら、改めて逐一ご報告をさせていただきたいと考えております。

私のほうからは以上になります。

○議長（関　悦子君）　竹内淳子議員。

○４番（竹内淳子君）　ご答弁にありました誓約３市町村だけでなくというところですが、この間、高山の方ともお話ししたところなんですが、ごみ処理のことについては、やはり高山村も小布施町とは別のところでシステムになっているので、ぜひそんなことからも、中野市とかそういうごみ処理については連携を取る必要があるなということで、今、ご答弁いただいたことに対して心強いなと思った次第です。

今年度ですが、まず、名古屋大学にいろいろＣＯ$_2$の削減がどの分野が多いかとか、そういうことを調べていただくんだと思うんですが、そのことについても、ぜひ来年度は策定に入りたいというようなことで、町民にもぜひこういう取組をしているというところで周知していただくというお考えはおありですか。それがあると、やはり町民としても、首長誓約というのを見ただけですので、新聞等で。何をするのかというところでは分かりにくいところがあるので、そういうことが進んでいる、いずれ自分たちもそこら辺のところで参画できるというような情報が入ることはとてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関　悦子君）　総務課長。

○総務課長（大宮　透君）　ご質問ありがとうございます。

今のご質問は、今年度のうちから少しずつそういった成果みたいな部分も発信をしながら、来年度のそういった参画のシステムに向けて徐々に準備を進めて、町民への発信をしっかりとしていったほうがいいんじゃないのかと、そういったご質問だというふうに理解をさせていただきました。

現在、名古屋大学の事務局の皆さんのお力をお借りしまして、CO_2の排出量調査はもう既に始め出しておりまして、例えば一般の事業所の部門からどれぐらいの排出があるのか。また、一般家庭からどれぐらいあるのか。また、行政部門からどれぐらいあるのかというようなことを、一つ一つ数字に落とし込んでいるような状況になります。ある程度こういったデータができた段階で、これ自体が非常に貴重な情報というか、認識を変えていく上でもすごく大切な基礎調査になるというふうに考えておりますので、私たちの総務課のほうで、防災の分野でもアンケートを取ったりしながら、そういったことを住民の皆さんに発信をする機会を持っていますが、同じようにそういった調査が済んだ段階で、世界首長誓約というものの内容と、さらには現状、小布施町はこういう状況にあって、今後こういう方向に向かわなくてはいけないんだというようなことをお伝えするような勉強会等の機会をつくっていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（関　悦子君）　竹内淳子議員。

○４番（竹内淳子君）　それでは、２点目の新型コロナウイルスに関する人権対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染について、人権問題の観点から質問いたします。

昨日、渡辺議員から、感染者への差別、偏見、誹謗中傷に対応するための住民への周知方法について質問されましたが、私は町内における人権対策について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染が拡大するにつれ、全国で様々なところで陰湿な嫌がらせが始まりました。新型コロナウイルスは誰もが感染するおそれがある伝染病です。誰もがいつどこで感染してもおかしくない状況下にあります。もちろん一人一人が注意し、マスクの着用、手の洗浄や消毒、３密を避けるなどの努力をしなくてはなりません。しかし、自粛警察という言葉が蔓延して、新型コロナウイルスに対する恐怖心が感染した人に向かっての恐怖に変わってしまい、また、感染しているのではないかというようなことで、人が傷つけ合うことが多くなり、対策が必要になっています。

昨日の答弁でも、長野県でも人権対策を打ち出しているとありました。新型コロナ関連人権対策チーム、誹謗中傷等被害相談窓口の設置や専用電話を開設、ＳＮＳなどネット上での悪質な書き込みや誹謗中傷につながる書き込みの把握などです。また、県職員全体がコロナ禍で生まれた差別や偏見を、思いやりの輪を広げてなくしていこうという取組のシトラスリボンプロジェクトの趣旨に賛同しました。

新聞報道にある誹謗中傷の幾つかの事例を挙げれば、県外者に対する傷つけと県外者は入ってくるななどの誹謗と中傷、県内の金融機関に勤めている職員の方が陽性と確認された途端に、店内に石が投げ込まれたなどがあります。

上伊那郡宮田村では、村マスク着用エチケット条例を議会で可決しています。感染させないようにとの配慮とは思いますが、着用が難しい方にはつらいことです。お互いが監視し合う、告げ口をし合う社会にしてよいのか。このような風潮に拍車をかけることは好ましくないと思います。

小・中学校での教育現場における啓発や、特に大人に対しての啓発が大切であると思います。子供は大人の会話をよく聞いています。町内でも、あのお店に県外ナンバーの車がいっぱい来ているけれども、大丈夫か。あの人たち、マスクをしていないけれどもいいのか。感染者第１号になったら大変。人に何か言われるから出かけるのも気が引けるなどの声がよく聞かれます。行動規制をかけ合う空気を感じます。感染を恐れる気持ちがお互いの人権尊重意識を失わせ、人と人を分断する傾向を生むことになる気がします。

小布施町でも、７月31日のフェイスブック、９月９日のＬＩＮＥに、安心して検査ができる小布施町であるためにと、感染コロナウイルスに関する町長メッセージが掲載されました。感染者の特定や感染者への心ない行動が検査までの時間を引き延ばし、結果として感染を拡大させてしまうことについて、注意喚起をされています。

フェイスブックやＬＩＮＥは利用している人にしか伝わりませんので、もっと広く町民にメッセージを届ける必要があると思います。感染予防対策と共に、他を尊重する人権対策と、小布施町で陽性者が出ても、本人の責任ではないことを十二分に説明し、悪質な誹謗中傷は毅然たる対応を取ることが必要です。その第一歩として、小布施町では人権が守られているという町長の強いメッセージを出していただきたいと思います。

人権対策として、２点について伺います。

小布施町町長のメッセージとして、感染予防に対して町民に注意事項を出されていますが、さらに対応として、コロナ対策相談窓口の設置などを考えていますか。

２点目として、もっと広くコロナ禍における人権啓発を、広報、町報などで呼びかけられることを考えておられますか。観光シーズンを迎え、町内には観光客も少しずつではありますが増えつつあります。町民がお互いに配慮し、気遣い、温かく迎え入れる土壌を今こそつくり上げるよい機会ではないでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（関　悦子君）　大宮総務課長。

〔総務課長　大宮　透君登壇〕

○総務課長（大宮　透君）　それでは、竹内議員の新型コロナウイルス感染症に関する人権対策についてということで答弁をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症は、どれだけ感染対策を行っていたとしても誰もが感染し得るものであるという認識、これは竹内議員と一緒で、町としてもそういう認識を持っておりますし、いつ自分が感染するか分からないということを心にとどめていただき、町民が一つになってこの困難を乗り越えていくために、７月31日、また９月６日、そういったメッセージを発信させていただいております。

他地域では、先ほど条例の制定と、そういったこともありましたが、新型コロナウイルスに感染された人やそのご家族、勤め先などに対する様々な言動についての報道も相次いでおります。このような言動を恐れることで、感染を疑う症状が出た人が検査をためらい、結果として感染が町内で広がってしまうこと、また、感染された人やご家族の方の心が傷つけられ、治療へ向き合う気力と、さらにはウイルスに打ちかった後の社会復帰への気力を奪われてしまうことがあります。この問題は、このコロナ禍が過ぎた後にも、ここに住み続ける地域の皆さんのコミュニティに非常に大きな傷を残すものであるというふうに考えておりまして、ウイルスそのものよりも乗り越えていかなければいけない大きな課題だというふうに町としても認識しております。

１点目のご質問でいただきました相談窓口を特別に設置するかどうかというところにつきましては、現時点で町として特別にそういった新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口ということで設置することは検討しておりませんが、広報の際には、何かあれば町役場まで気軽にご相談いただくように、そういったことをこれまでも発信してきておりますし、今後も繰り返し分かりやすく発信をしまして、総務課広報係をはじめとして、全庁で対応ができるような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、このような人権問題に対する今後の広報についてというようなところになりますが、どなたもが生き心地のいい地域を維持していくために、様々な媒体を通じて意見を

発信し、町民の皆さんと意識を共有していくことが一番の対策だというふうに考えております。今後も町のホームページや公式ＬＩＮＥ、また同報無線、また町報も含めて、既存の発信ツールに加えまして、現在、町政懇談会を各自治会、またコミュニティのほうで開催をさせていただいておりますし、今後も支え合いマップの更新であるとか、いろいろな機会で自治会のほうにお伺いする機会が、今、多くなっている時期になりますので、そういった機会を通じて、自治会の役員の皆様であったり、組長の皆様、そういった町民の皆様に、こういった問題意識というか、町としての問題意識を共有させていただきまして、町としての雰囲気づくりに努めていきまして、町民の皆さんとも意識の共有を進めてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○議長（関　悦子君）　以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇　中　村　雅　代　君

○議長（関　悦子君）　続いて、５番、中村雅代議員。

〔５番　中村雅代君登壇〕

○５番（中村雅代君）　それでは、通告に基づきまして、２項目について質問させていただきます。

まず１点目、コロナ禍の下、子どもたちの命と健康を守り、豊かな成長と学ぶ権利をどう保障するのかについて伺います。

新型コロナウイルス感染症は、町民の暮らし全般に大きな変化をもたらしています。町では感染防止策に加えて、町民の方に与える負の影響を最小限とするために、様々な工夫や新たな取組をされていることと思います。長きにわたってのご労苦に敬意を表します。

ワクチンや治療薬などがいまだに開発されず、今後も粘り強い対策が必要です。状況は日々変化して、感染再拡大への対応が喫緊の課題となっており、第２波終息が待ち望まれる今日です。

特に教育現場では、保健管理において、新しい生活様式が学校生活にも取り入れられ、文部科学省が示した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインに沿う形で進め

られているかと思います。

持続的に児童・生徒などの教育を受ける権利を保障していくため、夏期休校の短縮、学校行事の見直しや中止・延期により、授業時数の確保に取り組んでいただいております。今後ますます学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り提言した上で、学校運営を継続していく必要があると思います。

この間、児童・生徒の皆さんからは、二度と臨時休校は嫌だ、ずっと一緒に遊びたい、みんなと勉強したいの声がありました。また、保護者の方や関係者の方からも、再度の臨時休校への不安など伺う中で、新しい生活様式はどのような影響を与えているのか。児童・生徒が生き生きと学校生活を送っていくために、以下の質問をさせていただきます。

１点目、教育環境の確保についてです。

①児童・生徒の健康管理については、基本的な感染症対策の徹底はどのように行われているのでしょうか。家庭との連携は健康チェックカードなどを使用しているのでしょうか。

②３密の回避の徹底において、教室など授業や給食の座席の身体的距離は確保されているのでしょうか。大変細かいことで恐縮ですが、教室の座席配置距離などでは、私、休校中に、たまたまというか自分で学童クラブの皆さんの視察ということで、どんな状況か見させていただきましたが、おおむねその日は20人程度の利用でして、昼食の場面でしたが、３部屋利用してたっぷりソーシャルディスタンスを確保できていたんです。ところが先日、久しぶりに学校にお邪魔させていただいたときには、以前と変わらぬぎちぎちの状態で、どのくらいが一体目安なのでしょうかという疑問でした。

また、中学校の南側校舎の特別教室の理科室は、向き合った小グループごとで実験を行うような座席になっています。エアコンも設置されていない中、どんな感じで授業を受けているのかなという疑問がありました。そういう感染リスクが高い教科の学習活動などの対策はいかがでしょうか。

③マスクの着用の必要性についてです。やはり熱中症など、皆さんがご心配のとおり、健康被害の心配があります。登下校、まあ屋内ですので、距離感が保たれれば外すという対応もあるのではないでしょうか。

２点目として、学びを保障するためには。

①長期臨時休業による学習の遅れ解消や心のケアはどのように行われているのでしょうか。小学校６年生から中学校１年生への進学での場面、中学３年生の高校受験の不安など。

先日、中学校に伺って、教頭先生とお話しさせていただきました。学習の遅れは取り戻し

たとのことでした。生徒さんや保護者の方からは、授業のペースが速く、分からないことがあっても友達はきちんと習得している様子を目の当たりにして、ここで立ち止まって尋ねるということはできない。塾に通わなきゃ駄目かなと、そういう状況もあったようですが、声もお聞きしましたので、後れを取り戻すため、確保ということでご尽力いただいているんですが、詰め込みではなく、丁寧な対応はなされているのでしょうか。授業のペースが速過ぎないか、また、そういう個人差の解消などにはどうでしょうか。

この休校中、家庭学習はほとんどうまく進まなく、生活リズムが乱れたとの声もあります。この休校中の課題などを踏まえ、今後、また臨時休校に備え、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善はどうお考えでしょうか。

②文科省通知で、ＩＣＴの最大限活用が要求されていますが、どのように実施していくのでしょうか。学校、家庭の環境整備や、教職員の研修実施についていかがでしょうか。

③学校行事等の実施について。運動会、音楽会、鳳凰祭、そして修学旅行、職場体験などについてお尋ねいたします。

３点目として、少人数学級の実現に向けて。

新しい生活様式が学校生活にどのような影響を与えるのか。夏休みが短縮され、児童・生徒はもちろん、教職員の疲労もピークに達しています。一人一人の子どもに寄り添った授業や家庭への支援などが充実できるよう、せめて30人以下の学級の実現に向けて、どうお考えがありますでしょうか。

以上、伺います。

○議長（関　悦子君）　中島教育長。

〔教育長　中島　聰君登壇〕

○教育長（中島　聰君）　ただいまの中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、教育環境の確保に関するご質問です。

１つ目の児童・生徒の健康管理ということについてですけれども、毎朝家庭で８項目の健康チェック表にチェックしてもらっています。熱・せき・喉の痛み・息苦しさ・家族の様子とかというようなことです。それを学校で出してもらって、何か一つでもあれば一応帰っていただくということにしています。

それで、基本的な感染症対策の徹底ということについては、国や県のガイドラインに基づいて、階段の手すりやドアノブなどの消毒、それから、給食前後の手洗い、咳エチケットの徹底などに取り組んでいます。

２つ目の３密回避の徹底ということなんですけれども、教室の大きさは変えられないので、文科省では１つの教室に40人ができるだけ広く座るという指針を出しています。ですから、隣の生徒・児童との間を空ける、真後ろにちょうど児童がこないようにするという、たすきがけみたいな配置なんですけれども、長野県の場合は40人ではなくて35人なので、文科省の指針よりは多少離れているんですけれども、平均しますと前後左右が1.1メートルくらいですか。前後のほうがちょっと短いんですけれども、それでやっておりますけれども、教室の大きさに限界があるので、必ずしも十分な距離を取るということは、現実には難しい状態であります。

座席を、話したように、ずらして、一人一人が独立して座れるようにしています。給食の際も、向かい合わないような形で給食をしております。中学校ランチルームでは使わないで、教室で向き合って食べるということはなくしています。

それから、感染リスクが高いと思われる教科における感染対策ですけれども、家庭科で集団で行う調理実習等は延期しています。音楽では、一定の距離を保って同じ方向を向いて歌うというようなことをしています。これが国の衛生管理マニュアルなので、それに沿っています。

３つ目のマスクの着用ということなんですけれども、基本的には学校ではマスクを着用しています。ただし、ご指摘のとおり、熱中症などの健康被害の心配がありますので、外で行う体育の授業、それから登下校時に一定の距離が保てるという場合には、マスクを外していいんだよと、こういうふうにしています。ただ、児童を見ていますと、通学時には結構マスクを、ほとんどの児童がしています。

４つ目の児童・生徒や保護者、教職員等に感染者が発生した場合というものの対応なんですけれども、こちらも国や県のガイドラインやマニュアルに基づいて、学校と私ども教育委員会と町と、それから保健所等の関係機関で連携協議の上、感染拡大防止のために適切に対応していくんだと、こういうことになっています。その際には、感染経路や濃厚接触者等の検査、それから、施設の消毒などのために、最大３日休業いたします。最大３日というのは、さっき言った感染経路や濃厚接触者の洗い出しみたいなこと、それから消毒のために最大３日行います。感染者の状況によってはもっと短いというふうにしています。

このように、関係者に感染者が発生した場合でも、この春のように１か月も休むというような長期間の臨時休校を行うということは、私どもも考えていませんし、多分どこの学校も考えていないと思います。

なお、今後、町内で感染者が確認されたとしても、さっきありましたように、その方のご家族、あるいはその方、あるいは周囲の方々への差別や偏見、誹謗中傷は決して許されることではありません。学校でももちろんそういうことを児童・生徒に対して啓蒙しております。町民の皆さんにおかれても同じようにしてもらいたいと思います。

次に、学びの保障についてのご質問なんですけれども、１つ目の長期臨時休校による学習の遅れの解消や心のケアについてなんですけれども、小・中学校ともに夏休みを短くした等によって、１学期の間に学習の遅れというものはおおむね90％まで回復したと。だから、10％遅れているという状況で１学期が過ぎました。今も行っているんですが、これからも学校の行事の見直しを行ったり、あるいは総合的な学習の時間というものを活用して、小・中学校ともに今年度内には全課程を修了するというふうな予定で、今、進んでいます。

小学校６年生から中学１年への進学や、中学３年生の高校受験への不安ということについてなんですけれども、小学校６年生については、年度内に小学校の全課程を修了するという予定で、今、進んでおりまして、今のところそのとおりきております。それから、中学校では、夏休みの前に三者懇談会を行いまして、学習状況や今後に向けての取組について話合いを行いました。その頃はまだ高校受験がどうなるかというのはよく決まっておりませんでしたので、三者懇談会を行いました。それから、生徒一人一人とは個別相談の時間を設定して、学習の悩みや不安へのアドバイスを行っています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭との面談を積極的に進めて、必要に応じてそれらを実施しています。

さらに県教委では、令和３年度、来年度の公立高等学校入学者の選抜学力検査なんですけれども、この出題について、中学３年の最後に行うという授業、これは出題の範囲から除くということを決定して、各学校に通知しています。学校によって、それぞれ５科目の教科書が違う教科書を使っているという学校もあるので、それぞれの教科書ごとに、ここのページからここのページは出さないということで通知をしております。ですから、多少仮に遅れているような学校があっても、高校受験ということに関していうと、授業を受けた範囲でしか出ないと、こういうことになります。

それから、授業のペースや個人差の解消ということなんですけれども、小学校では県費の学習習慣形成支援教員というものによりまして、少人数学級というのを行っております。それで、遅れを多少解消しようかということにしています。それから、町費の特別支援員や不登校支援員もそれぞれ個人個人に寄り添った指導をしております。中学校では、町費の教科

学習支援員２人なんですけれども、これが進捗状況に合わせた授業を行っています。多少遅れているかもしれないという生徒を分けて、クラスを２つに分けて遅れを取り戻すようにしています。

それから、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善ということなんですけれども、授業の内容を家庭学習で補完できるように実際にはしています。特に臨時休業のときみたいなときは、主には家庭でここととここをやってくださいと、こういうことをしておりました。日頃の家庭学習への取組状況が個人個人ちょっと違うので、それぞれに応じた指導を学校でも行っています。

それから、２つ目のＩＣＴの活用ということなんですけれども、小布施町においても、国のＧＩＧＡスクール構想の推進に合わせて、児童・生徒１人１台のタブレット端末を導入します。まだ来ておりませんけれども、12月までには来るという予定になっています。今議会で補正予算をお願いしているのもあるんですけれども、学校施設、小・中学校にＷｉ－Ｆｉの環境の整備を行います。それぞれ千万単位の予算なんですけれども、これを行うのに併せて、行っただけでは教師がなかなかすぐに使いこなせないというようなこともあるので、実際に運用する教職員のスキルアップの研修も行います。それから、こういう授業を行ったらどうですかというような指導も行います。これは、松本にある専門家にお願いをして、今、います。

それから、Ｗｉ－Ｆｉの、仮におうちでタブレットを使おうというふうなことになった場合、Ｗｉ－Ｆｉの環境がないご家庭については、これは中学校１割、小学校２割なんですけれども、受信機をお貸しするとします。ただ、受信機をお貸ししても利用料というのはご家庭持ちになってしまうので、どうしてもそれも嫌だというときは、学校のところに来てもらってやるということを考えています。

それから、３つ目の学校行事等についてなんですけれども、感染拡大防止に最大限配慮して、十分な対策を講じつつ、次のとおり実施してまいりたいと考えています。

まず、小学校の運動会なんですけれども、本年度は体育的活動の発表の場という、ですから、運動会と言わないで、体育授業の発表の場だということにして、通常、体育で行っていることをそのまま運動会で取り入れると、こういうことにしています。それで、時間も短くして、種目も圧縮して行います。

それから、小学校の音楽会は、これも音楽学習の発表の場だということにして、通常行っている教科書にある楽曲を選んで演奏をすることにしています。体育館に全校が集まるとい

うことはなくて、学年ごとに体育館に来てもらって発表するというふうにしています。

それから、中学校の鳳凰祭は、生徒と教職員のみで行います。保護者の皆さんには須高ケーブルで撮影をしますので、そのことをケーブルテレビで見ていただくか、録画したＤＶＤを買っていただいて見ていただくということになります。

いずれも来賓の招待は行いません。

修学旅行については、小・中学校ともに感染状況を考慮して、今まで行っていました、小学校は東京、中学は関西というものは、現時点ではそれぞれやめにしています。中学校は最近決まったんですが、小学校はまず行き先を東京から県内の蓼科、安曇野に変更いたしました。日程は予定どおり11月４日から５日です。中学校は、当初４月に予定していたのを、９月に延ばしたんですけれども、９月でもやっぱり駄目だったので、関西は行けないことになりました。おととい決まりまして、10月19日から20日で１泊２日なんですが、北志賀高原の竜王に行って、大きなゴンドラに乗って星を見たりするというので泊まって、次の日は松代の防空ごうとかその他の史資産を見るということにしています。

それから、中学校で毎年やっていました職場体験というのは、今年は感染拡大防止ということで、それぞれの事業所さんにお願いするということは無理だなということで、今年は方法を変えて、児童は訪問するということはなくて、事業所の方に学校においでいただいて、講演などをしていただくという方法に変えるということに今はしています。

それから最後に、少人数学級の実現に向けてというもののご質問なんですが、大変苦しいのですが、実は国基準では小学校１年生は１学級35人と決まっています。国ではそれ以上、２年生以上は１学級10人と、こういうふうになっています。それから、特別支援学級は８名と、こうなっています。この人数ではなかなか実際には個々に対応するというのは厳しいんですが、長野県は国が言っている１学年の35人というのを、中学３年まで全部それを運用しているので、長野県の場合は、小学校１年から中学３年まで１学級35人になっています。

私どももそれで運用していますが、大体１学年に100人というのが平均なので、それを３つに分けますと、１クラス30人台というのがほとんどの学年の学級の数になっています。違うのは、今、小学校２年生だけですかね。77人しかいませんから、そこだけは30人未満になっていますが、あとの学年は全て30人以上の学級になっています。

ただ、小布施町では、それに加えて独自に教科支援員や特別支援員などを配置していますので、クラスに先生のほかにもう一人入るとかということで、ちょっと難しいクラスは対応をしています。

ご質問の20人から30人規模の学級の実現ということなんですけれども、国や今の県の財政状況は、あるいは教育予算ということから言うと、小布施町の現状でこれを20人から30人程度に学級を実現するというのは、要望はしているんですけれども、なかなか実際には難しいのではないかなと、今は思っています。

以上です。

○議長（関　悦子君）　中村雅代議員。

○５番（中村雅代君）　細部にわたってご答弁いただきました。私もほっとした部分が多々ありますが、１点はこういう決まった事項など、今の現在の様子、学校での状況などが、なかなかこのコロナ禍においては、保護者の方が行き来を控えたりとか、先生方もそういう面では家庭訪問も、以前お聞きしましたけれども、なかなかできない状況ですので、そういう点、どのように周知などでは通信、便りだけなのか、その辺をちょっとお願いいたします。

あと、先ほど感染者が発生した場合、人権の問題につきましては、お二人の議員さんからのご答弁で把握いたしましたが、例えば子どもへのそういう、具体的に授業の中でとか、学校校長の講話でやっているのか、その辺のちょっと工夫などをお聞かせいただければと思います。

それから、重複しちゃうんですけれども、高校受験の範囲も、そういうの、私が聞いた時点では、８月の県教委の会議では一切高校受験に関しては出ていなかったので、そういうのも不安だという声が現場からも聞かれましたので、その点の周知もどんなふうに行っていくんでしょうか。もう行っているのでしょうか。お願いいたします。

あと、先ほど、支援員の方を配置していただいていて、本当に助かるんですけれども、やはりこの時期ならではの消毒などが先生方にも負担になっていて、帰りの会で、小学校１年生、２年生になってしまうんですけれども、地区ごとに分かれて下校するというような事情があって、やっぱり手だてをしなければならないお子さんとか多かったりして、その間だけでもいいから、それはスタッフみたいな加配の人を入れていただければなという希望がありました。それは、やはりそういうにぎやかな中での、やっぱり１年生、今、33というご答弁でしたけれども、35人ですよね。それで、やっぱり忘れ物が多かったりとか、そういう活動的な中で見落としてしまう、聞き逃してしまったりする点とかあるようですので、もしそこにスタッフの加配ができればなというお願いになってしまうんですけれども、そういうことは可能でしょうか。

あとは、コロナ対応がなくても、ＩＣＴの関係なんですけれども、研修をお考えというこ

とですので、それはこういうコロナ禍でなくても、もうＧＩＧＡスクール構想の部分では進めていく予定だったということなんですよね。その研修は、今後こういう状況の中では、規模的にはどういうレベルでやられるのか。学校ごとなのか、町レベルなのか、須高レベルなのか。それ、ちょっと具体的になってしまうんですけれども、そういう要望が現場からありますので、お答えをお願いいたします。

それから、少人数学級の実現に向けては、本当に厳しい状況ですので、オンライン学習というと、今後はそのＧＩＧＡスクール構想でも進めていかなければならないので、そこをやはり３密にならないようなクラス分けというのは、もう必要となってくると思うんです。そこをもう一度、１点、重なりますけれども、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（関　悦子君）　中島教育長。

○教育長（中島　聰君）　幾つかありましたので、今、小・中学校ともに授業参観みたいなものも、今、しておらないので、しておらないというか、全くしていないわけではないんですが、クラスに、例えば32人のクラスだと、授業参観をやると親御さんが全員来ちゃうので、クラスに六十何人入っちゃうわけです。ですから、とてもそういうことはできないので、今までは時間を区切って授業参観みたいなものをしていたんですが、今は結構長い時間を取って、授業数を４時間とかと取って、それで、分散して、今、来ていただいていると、こういう、授業参観についてはそんな感じです。それについても、そういう授業参観をできる場合もありますが、全くできない場合もあるので、このときはそれぞれのご家庭から個別に相談を受けるというようなことをしています。

それから、もちろんさっき言われた文書による通知みたいなことは、今までより以上にしています。

それから、子どもが新型コロナウイルスを発症したときに……何のご質問でしたか。

〔「子ども向けの周知、チラシなんかです」の声あり〕

○教育長（中島　聰君）　子どもが発症したようなときは、もちろんそれについて、町の人もいじめみたいなことがないようにということを、もちろん小学校でも中学校でも校長先生からも言ってもらっていますし、担任の先生からも言ってもらっています。これは、本当に誰でもなると。要するに誰でも全員なるかもしれないので、なった子どもや児童をいじめるというのは、自分もされちゃうということなので、これは絶対にやめるということは何回も繰り返して言っています。

それから、高校受験については、これは、いつ発信されたのか、そんなに最近ではないん

ですけれども、今９月ですから、８月には発信されていますけれども、それぞれの教科書ごとに、例えば国語でいうと３社使っているんです、長野県内中では。この３社の教科書の、例えば何とか出版の教科書だと何ページから何ページ、あるいは何ページから何ページと、こういうので、おおむね15ページ分ぐらいは出さないと、こういう個別に全部発信されていますので、これはもう学校は承知していると思います。

それから、先生の負担なんですけれども、確かに子どもが帰った後に消毒等もろもろしなきゃならないので、大変だということはもちろん聞いていました。ただ、この頃、県教委から、発症していない地域の学校は、必ずしも毎日毎日やることはないと、こういうふうなものが発信され、１週間ぐらい前だと思いますが、発信されましたので、今までやっていたことを全部をやるということは、今度なくなると思います。ですから、かなり簡素化はされると思います。小布施町でまだ発症していないということを考えるとですね。

それから、加配をさらにということなんですけれども、今でも結構潤沢にというと変ですけれども、大勢の支援員の方に今までも入ってもらって、学校のほうでも大変助かると、こういうことを言われていて、中学校でいうと学習支援員も、去年いなかった数学を今年また無理して頼んで張りつけていますし、小学校のほうでも校長がどうしても１人増員してもらいたいというので、増員していますので、今のところは学校の側の体制としては取れているんじゃないかなというふうには思っているんですが。

それから、ＩＣＴの研修方法なんですけれども、これは学校ごとにプロのＩＣＴ支援員が訪問して、10回の全体、先生だけの研修を行います。そのほかに、授業としての研修も10回ぐらい予定しています。ですから、それぞれの学校のそれぞれの授業で一応受けられると、こういうことになっています。

それから、少人数学級なんですけれども、これ、なかなか私どものように、ちょうど１学年が100人前後という、１学級がそうすると30人台と、30人から35人というところは、これは長野県でいうと都市部にしかないんです。多分30人学級以上というのは、全体の17％しかないので、80％以上の学校は30人未満なんです。ですから、県全体でいうと、それほどそのことがクローズアップされてこないというと変ですが、村、町というのは、ほとんどが15人未満というか、４分の１強は12人未満の学級なので、これは制度として変えてもらう以外に、制度を変えても、30人にしても、17％の学校が改正するだけなので、この辺のところを県教委に頼んでいくしかないなと、今、思っています。中学校は小学校よりは、もちろん統合していますから、30人学級は多くて、45％ぐらいは30人学級以上だと思います。よって、55％

は30人未満学級だと思います。

それから、オンライン学習なんですけれども、オンライン学習というのは、単にタブレットを持って先生が一方的に授業を行うということは、全く最初の初期の段階だけで、あとはもちろん双方向で、例えば子どもさんが分からないところを個別に質問したり答えると、こんなふうな授業になっていくと思うので、これについて言えば、それほど人数が多くても個別に対応できるんじゃないかなと、こういうふうには思います。

ちょっとほかにもあったかもしれませんが。

○議長（関　悦子君）　中村雅代議員。

○５番（中村雅代君）　このような細かい点まで、保護者の方や児童・生徒さん、また、現場の方たちが感じるということは、やっぱりコロナ禍という特別緊急事態というような状況ですので、そこら辺では私たちの中で、町の中では、学校と教育委員会と、また、コミュニティスクールなど、皆さんいろんな方が支援していただいて、ご尽力いただいているんですけれども、その点はこういう連携はどうなのかな、課題は共有できているのでしょうか。１点だけお願いいたします。

○議長（関　悦子君）　教育長。

○教育長（中島　聰君）　連携ということについて言うと、学校と教育委員会は、これは今までと同じように、あるいはそれ以上にいろんなことは打合せをしております。もろもろの授業が変わったり、行事が変わったり、修学旅行が変わったり、発症したときどうするか、どういう対応をするかというのは、常に相談していかなきゃならないので、たまたま今、発症していないだけなので、発症したときに発症したときの対応というのを決めておかなきゃならないので、これは今まで以上にコンタクトしております。

ただ、コミュニティスクールみたいなものは、去年に比べると、今年は出足はもちろん遅くなりました。大人数が集まるということができなかったので、大体去年ですと１か月に１回小委員会が４つ、全体会を２か月に１回ぐらいやっていましたが、今年度は８月からしか始まっておりませんので、その分は遅れています。明日やる小学校の環境整備の南側の草等の整理なんですけれども、そういうものもやっぱりボランティアを集め切れないというか、ボランティアを集めないで行うということになっているので、どうしても今までのようにコミュニティスクールの人も、あるいはそれに伴うボランティアの人も、数の確保というか、あまり大勢集まっても何だということがあるので、どうしてもその辺のところは、今までのような活動がちょっとし切れていないということはあると思います。

以上です。

○議長（関　悦子君）　中村雅代議員。

○５番（中村雅代君）　それでは、続いて２項目め、町職員のメンタルヘルス対策の充実と働きやすい職場環境をについてお尋ねいたします。

近年、住民ニーズの多様化、地方分権や行財政改革の進展等によって、自治体職員を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、職員一人一人に求められる役割や責任がより一層高まってきています。

このような中、職員にかかるストレスが増大し、メンタルヘルスに不調を生じ、療養を余儀なくされる職員も少なくありません。そして、そのような職員は年々増加傾向にあります。

メンタルヘルス不調の職員の発生、増加は、個々の職員の職務遂行能力や職場の活力の低下を招き、公共の福祉の増進という地方公共団体の役割の遂行に支障を来しかねない状況となります。

職員の健康管理や安全配慮義務の履行、ひいては公務能率の維持・確保を図るため、職員のメンタルヘルス不調の予防など、職場のメンタルヘルス対策を講じる必要があることは、申し上げるまでもありません。

当町におきましても、悲しい出来事がありました。町職員のメンタルヘルス不調による長期病休者も増えている様子に、町民の皆さんから、町の役場の労働環境はどうなっているのか、働き方は大丈夫かというような疑問の声が随分私の耳にも入ります。

昨年の激甚災害対応、そして、コロナウイルス感染症拡大防止対策に従事されていますが、超過勤務等の労務管理や健康管理について問題はないでしょうか。災害直後から長期にわたって被災者を支援する重要な役割を担っており、災害関連業務を行う自治体職員のストレス状況にはうかがい知れないものがあります。まず、こういった状況について、理事者の認識を確認したいと思います。

１点目として、職員のメンタルヘルスケアは、長時間労働、超過密労働などで心身共に体調を崩し、仕事を続けられなくなるような状況はないでしょうか。

２点目、公務災害認定の状況はどうでしょう。過去に公務災害の認定申請をするなどの事案はあるのでしょうか。

３点目、長期療休など二度と起こさないための対策はどうでしょう。メンタルヘルス不調による休職、ひいては退職、離職などに追い込まれるなど、再発防止に全職員一丸となって取り組んでいただきたいのですが、慢性的な人員配置不足や、課長補佐、係長の兼務などが

多いこういう行政の組織の機構に問題はないでしょうか。

そもそも自治体職員数は減少しています。もちろん町の担う業務が減少しているならば、職員数の減少は当然でしょう。でも、町の業務量は、まさに昨日から今日も議論されているように、災害対策、防災・減災対策などの危機管理など、むしろ増大しているとする声が大きいです。町の職員となっている方は、自治の現場で住民のために誠心誠意働きたいとする人たちであります。住民と直接接触する機会の多い町職員の方には、もともと精神的負担の大きい仕事も多いと言えます。適正な職員配置数の検討や、事務事業の見直しなど、対策をどのようにお考えか伺います。

４点目は、人事異動の現状について、職員の異動希望や現状把握として、意向調査は毎年実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関　悦子君）　久保田副町長。

〔副町長　久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君）　それでは、私から、中村雅代議員の質問にお答え申し上げます。

冒頭、職員の全体の仕事環境等についての認識の問いかけがございました。特に悲しい出来事ということで、町の認識についてご答弁を申し上げます。

こうした悲しい出来事が起こったことにつきましては、町理事者として責任を痛感しているところでございます。該当職員につきましては、通常業務に加えまして、事務量の多い業務を継続して長期間行っておりました。その結果、時間外勤務が非常に多くなりまして、体調が不調になったわけでございます。この時間外勤務の実態について、理事者がまず十分に把握していなかったことについて、深く反省をしているところでございます。

次に、こういった心身の不調が起因の、いわゆる精神的な病、病気と、その対処方法について、我々がしっかりとその認識をしていなかったということで、こういった出来事が起きてしまったということでありまして、この点についても深く反省をするところでございます。こうした悲しい出来事が起こったことについて、改めて理事者としての責任を深く認識しているところであります。

今回のこういった件について、しっかりと反省、検証を行いまして、こうしたことが二度と起こらないように、職員一人一人が心身共に健康で働ける職場、組織づくりに、改めてしっかりと取り組んでいく所存でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、一つ一つの質問にお答えを申し上げます。

最初に、長時間労働等の関係でございます。

現在、心身の不調から休職をしている職員は２名おります。そのうち１名は、平成31年１月から休職となり、医師の診断により継続的な休職が必要とされまして、当面は本年11月末日まで休職期間となっております。したがいまして、通算で１年10か月余り休職となっておりまして、現在、自宅での療養を続けております。

ほかの１名は、本年５月の上旬から療養休暇となりまして、療養期間の期限90日を過ぎた８月上旬からは休職となっております。休職の期間につきましては９月30日まででございます。該当職員につきましては、８月26日から職場復帰に向けて試し勤務、いわゆるお試し勤務に入っております。あくまで休職期間中でありますので、医師により療養を続けながら、まずは短い時間での勤務、これは可能という診断をされました。したがいまして、現在午前中のみ勤務をしております。この試し勤務を続け、時間も徐々に長くしていきまして、順調に回復していけば、職場への復帰も可能になると思っております。

２人の職員が所属している課は異なっておりまして、したがいまして職員を取り巻く勤務環境も異なるわけですが、共通していることは、療養休暇が必要となる前の期間に、やはり時間外勤務が続いていたことであります。時間外勤務が長時間にわたることは、あるいは長期間にわたることは、心身の大きな負担となりますので、こうした蓄積したストレスがこの不調の大きな要因であったと考えております。

時間外勤務につきましては、一定の期限が定められた調査の実施や計画の策定、調書や説明書の作成、あるいはイベントや催事の準備、また、確定申告など、業務ごと担当課のいわゆる特定業務、最近では災害復旧や新型コロナウイルス感染に関わる業務など、期限内に事務が集中せざるを得ない場合に、これを行うこととなるわけであります。特に昨今は、各種の経済対策、福祉施策、また、今回のコロナ対策に関わる、例えば特別定額給付金など、いわゆる国に関わる様々な業務が町に委任として多く行うこととなっているわけであります。こうした非常に時間外勤務が多くならざる状況を踏まえまして、今年６月からは、時間外勤務の集計を自動でできるタイムカードを導入したり、また、土曜日、日曜日に出勤した際も、しっかり必ずタイムカードを押すということを徹底させまして、職員一人一人の、いわゆる時間外勤務、休日勤務の把握に努めているところでございます。

こうした時間外勤務に関わる要因のほかに、いわゆる職員が様々な心身の不調をもたらす要因といたしまして、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントの問題もございます。職員が、議員ご指摘のとおり、心身共に健康で業務を遂行できることが住民サービスには不可欠でありまして、このことを改めて認識して、平成28年度から衛生委員会を設置いたしま

して、職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成に取り組んできております。具体的にはストレスチェックの実施、担当職員によります職場環境のチェック、巡視、職員の人間ドックや健康診断、この結果に基づいて検証、こういった会議を、衛生会議については月１回開催いたしまして、様々な情報を共有する中で、職員の心身の健康づくりに取り組んできております。

平成31年度には、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントに関する相談をしていただく方といたしまして、弁護士の方をお願いいたしました。ハラスメント等は、組織、役場組織内部での相談は非常に難しいものがございますので、相談を希望する職員は直接この弁護士の方にメールや電話などで相談ができることになっております。

さらに、令和元年度から、精神保健福祉士の方に衛生委員会の一員となっていただいております。こうした委員の立場から、職員のメンタルヘルスについての相談や職員との個別面談も行っていただいております。この方については、職員からの信頼も厚く、仕事上の悩みなどのほかに、様々、いわゆる個人的な悩みなども受けていただいていると聞いているところでございます。

次に、公務災害認定の事案についてお答えをいたします。

事案といたしましては、公務中のやはり負傷であります。具体的には、やはり、例えば具体的に申し上げますと給食センターの調理中のけが等ですとか、保育士さんが活動している中のけが、あるいは町職員、この庁舎内にいる職員が現場に出かけたときに、どうしても足を踏み外すとかそういったけがが主なものでございます。

このけが、負傷については、公務災害として認定され、医療費については全額補塡、また、休業するほどの場合は、給料の一部が支払いとなることとなっております。

続きまして、二度と起こさないための対策についてご答弁申し上げます。

小布施町では、平成16年２月に自立ビジョンされまして、地方交付税の大幅な減に伴う厳しい財政状況に対応するため、歳出削減の一つとして職員数の減に取り組んでまいりました。平成13年当時、最大118人いた正規職員は、平成27年度には最も少ない人数といたしまして、92人まで減少いたしましたが、やはり事務事業の増や、例えば保育士等専門職の確保が必要となったことから、適正な職員数を図ってくる中で、現在は101名となっております。

職員数については常に検証していく必要があると考えておりまして、各課の担当する業務について、いわゆる国からの法定受託事務と、町の独自の事務である自治事務の整理、自治事務については、その必要性や緊急性、重要性などの検証を行う中で、いわゆる業務全般の

洗い出しを行い、これに関わる必要な職員数も把握を行って、あるべき正規職員というものを考え、配置していければと思っております。このことについては、今後、職員からなる会議等、内部でしっかり検討いたしまして、検討会議を設けまして考えていきたいと思っております。

また、昨年まで嘱託、臨時、パート職員と呼称されました方々は、現在、会計年度任用職員として勤務されておりまして、その数は現在220名となっており、正規職員の２倍以上でございます。現在までといたしましても、こういった支払い等もあるわけですが、給与等の財政状況も踏まえつつ、正規職員と非正規職員の配置人数のあるべき姿について、再検討する必要性を感じているところであります。

課によって、その時期によりまして業務量が増し、時間外勤務が多くなる場合もありますが、１年を通じて慢性的に業務が過多となっている場合は、この業務の配分見直しや職員配置について今後考えていく必要があると思います。

次に、人事の異動の現況についてお答えを申し上げます。

まず、職員の意向調査でありますが、この意向調査につきましては、やや古いのですが、平成18年と20年、そして平成29年には、意向調査ではございませんが、町長と個人個人の職員の面談を行っております。意向調査については、特に制度化されておりませんので、毎年実施はしてきておりません。これにつきましては、意向調査を行っても、職員にとって自ら示した意向が人事に反映されなければ、なかなか意向調査について意義を見いだせなくなりますし、人事につきましては、組織全体を見渡す中で、職員一人一人の年齢や資質、能力や業務への適合性などを総合的に判断してまいりますので、職員の意向は大切なわけですが、これを全てかなえていくということは、人事上大変難しいものがあるということであります。職員の異動については、今、そのような考え方でございます。

職員が一つの部署に在籍する期間については、基本的には３年から５年ということで今までも申し上げてきたとおりであります。若いうちからできる限り多くの係に在籍し、知識や経験を有してくことで、一定の年齢に達したときに、行政全般にわたる知識や経験を有し、指導的立場、多くの住民の方の質問等に答えられる職員となることができると考えております。こうして育った職員については、住民サービスが育つことで住民サービスも向上が図られ、町からの信頼も増していくと考えているところです。

さらに、異動を行うことで、新たな上司や部下、仲間と仕事に取り組むこととなりますので、そういった様々な職員と接する中で、事務事業の進め方ですとか考え方等々を学ぶこと

もでき、組織全体の活性化につながるものと思います。

人事異動が町の施策にとっても、職員のモチベーションを向上する上でも、大きな効果が期待できると思うところでございます。

職員の意向については、組織全体の人事の中で可能な限り、やはり先ほど申し上げましたが、反映させることも重要であります。今後、このことについては、また考えていければと思っております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　中村雅代議員。

○５番（中村雅代君）　2015年に、大手広告代理店勤務の女性新入社員の事案がありまして、ようやく労働安全衛生の重要性というものが見直されてくるようになって、働き方改革と叫ばれるきっかけとなったわけですが、ただいまのご答弁では、衛生委員会の設置やハラスメント相談体制など、医療機関や専門職員との連携ができているようです。心の健康を損なわずに安心して働き続けられる職場づくりの大切さを、役場全職員の方が共有して、安全衛生活動を展開しようという気概で、職場環境の改善、メンタルヘルスの対策の強化など、サポート体制を、その重要性を皆さんで認識していただきたいと思います。

厳しいことを申し上げるようですが、やはりこのようなことを教訓に生かし、努めることが、せめてもの私たちにできることだと思います。

そこで、時間外勤務の状況についての実態把握ですけれども、一般職の方は、６月からはタイムカードで集計し、土日などの把握もできるようにということでしたが、一般職員の方に関してはそういうことですが、課長補佐や課長さんたちの時間外勤務についての実態把握というものは、今後どのようにお考えでしょうか。やはり一般職員の方も同じですが、サービス残業になってしまうおそれもありますので、その辺のサービス残業を根絶するというのは本当に大事なことだと思います。それを含めて今後どのような対策か、お考えをお願いいたします。

２点目は、長期療休者の方の復職とか、そういう状況を伺ったところですが、本当に復職にこぎ着けたというのは、周りの方やご本人の一番努力が考えられますけれども、役場にはそういう復帰支援プログラムなどの作成はありますでしょうか。また、今後どのように充実していくのか。例えば医療機関や専門機関と定期的にどんなふうにやっていくとか、そのようなもしお考え、お試し出勤というのもご答弁ありましたけれども、お願いいたします。

それから、以前、私、一般質問で働き方について質問した際、当町に働き方プロジェクト

というものを設置して、町独自の働き方改革に取り組むんだというご答弁をいただきました。やはり慢性的な職場の人員配置不足とか、今回のような災害、コロナ緊急事態対応という場合には、通常の勤務、業務も本当に山積みの中、そういう業務の選択というものを可能な限り専門家や民間業者に委託などを考えていくような対策はどうでしょうか。今回、災害には本当に他県の方にも、自治体から派遣いただいたり、県から派遣いただいたりというご配慮がありましたけれども、この災害に関しては、災害応援規定の応援協定を締結していくとか、そういうものとか、ある程度建設部門、土木部門、民間企業と災害協定を結んで支援いただくとか、そういうものを取り入れていくなどありますでしょうか。

私は前回、通常の業務においての宿日直を委託したらいかがでしょうかということも述べさせてもらい、提案させていただきましたので、その点などいかがでしょうか。

あと、直近で意向調査についてなんですけれども、町長との面談をしながらということがありましたが、ちょっといきなり町長との面談というのを、新入社員とかそういう若手の方にとってみれば、なかなかあの町長のお人柄からは、そんなことは懸念されることはないと思うんですけれども、まずは直属の係長なり課長補佐、そして課長へと段階を踏んで面談の体制ができていればなと思います。これは提案になってしまいますけれども、例えば各職場でも、あとは労働組合もありますので、そこでもいいんですけれども、どんなふうにサポートしていくかという点では、相談体制は整っているんですけれども、相談しやすい雰囲気づくりというのか、そういうものも必要なので、同期入職同士とか、子育て世代同士とか、年代別とか、そういうところでストレスなどについてどうしていけばいいかねなんていう、話す機会などを設ける工夫をしてみたらいかがでしょうか。

以上です。

○議長（関　悦子君）　副町長。

○副町長（久保田隆生君）　それでは、中村議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、課長、課長補佐等の管理職の時間外ということでございます。

この点については、基本的には課長、課長職もタイムカードは押すことになっております。ですから、出勤する時間、また帰宅する時間というか、把握できるわけでございまして、この点について、先ほど申し上げましたが、なかなか時間外勤務手当のそういったところに、どうしても今まで計算上、集中してしまった意識があったわけですが、やはり非常に管理職についても土日の出勤等々もありますし、やはり議員おっしゃるように、その実態把握は努めていきたいということでありまして、今回導入したそういったカードも活用しながら、そ

ういう職員、管理職の時間外勤務状況についてもしっかり把握して、やはりそういった状況が続くということであれば、そういったことについて話し合うなり調査するなりして、改善に取り組めればと考えております。

次に、復職のプログラムということで、これについては、やはり過去何回かそういった療養休暇、あるいは休職に入った方もおりまして、医師との連携を担当職員、総務課のほうで職員の健康管理を行っているわけですが、そういったところと直接お話をさせていただいたりして、状況を見ながら、医師の診断を経て、今回のお試し勤務を行っております。そういった一つのプログラムは総務課のほうで策定をしておりまして、一定の期間、医師の診断が下りればお試し勤務をやるという期間を、おおむねの目安というのを設けているわけであります。ただ、これも本人の状況によりますので、なかなか目安を超えた場合は、それはそれで動いていくということで、常に衛生委員会、まあ総務課になるんですが、担当職員がお医者さんの、かかりつけというか、担当されているお医者様、あるいは衛生委員会の方とも連絡を取って、復帰に向けたプログラムというのを、やはりしっかりお示ししていけると思っております。

次に、働き方改革の問題であります。

これも昨今、やはり考え方とすると、おっしゃるようにいろんな業務が増えてきた中で、やはり職員の過重な勤務が問題になってきたと、その点もありますが、それだけじゃなくて、一緒に改革をする中で、やはり効率的、効果的な業務をしていこうということで取り組んできております。当面、今のところ実態として実現しているというのは、今、ご指摘にあった宿直業務がございまして、日直についてはシルバー人材センターの方に入っていただいておりまして、職員の負担も大分軽減されております。

宿直については、やはりなかなか人材センターのほうも、なかなかお請けいただけない現況がございますが、現在、男性２人が泊まっているわけですが、コロナの関係もございまして、今、就寝する部屋は別になっております。やはり個人的にはそういった寝る部屋が別になることで、かなり熟睡というか、寝ることについてもしっかりできて、次の仕事に入れるかなと思いますし、現在、宿直明けの職員については、基本的にすぐ勤務につくのは大変だろうということで、半日は特別休暇ということで休んでいただいて、心身をリフレッシュして、また勤務いただくと。その翌日が原則なんですが、なかなかそれが難しい場合は、その１週間の中では基本的には取っていただくようなことで対応しているところであります。

働き方改革、例えばいろんな点がございまして、例えばＩＴ化の推進ですとか、今回のオ

ンラインですとか、そういったこともございますし、また、中には机の配置も、今のような課長がいて、私がいるというようなものとは違った、かなりどの席も決まっていないような、既にその日に応じて席が決まるみたいな、そんなご提案もありましたし、そういったところに視察に行った経過もございます。これから一つ一つ、働き方改革については実現できるものは取り組んでいければと思っております。

あと、町長との面談ということでありまして、この面談は意向調査というよりは、町長さんおいでですが、本当にその職場の中でどんな状況かということで、町長さんが職員一人一人と、ある意味そんなに硬くなくお話をされたということでございます。それで、職員については、いわゆる係長なり課長とは基本的には人事評価制度というものがございまして、これが年に２回ぐらいは必ず自分の仕事を設定して、それを半年後に振り返り、また半年後に振り替えるというようなことで、人事評価の面談票、面接票というのがありますので、基本的には職員一人一人が係長とは面談をしております。

ただ、今、ご提案がありました、職員同士がなかなかお話をするかどうかということは、これはちょっと制度としてはありませんが、やはりそういった環境づくりというのは、今後制度というか、そういったお話合いができる職場づくりというのは、やはり取り組んでいかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後１時の予定ですが、放送をもってお知らせいたします。ご苦労さまです。

休憩　午前１１時５０分

再開　午後　１時００分

○議長（関　悦子君）　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◇　寺　島　弘　樹　君

○議長（関　悦子君）　本日最終質問者です。

１番、寺島弘樹議員。

〔１番　寺島弘樹君登壇〕

○１番（寺島弘樹君）　それでは、質問者の最後になりますが、私、寺島のほうからよろしくお願いしたいと思います。

まず、私のほうからは、大きく２問ほど質問させていただきます。

まず、１点目につきましては、当町における、小布施町におけるデジタル対応についてということです。

皆さん既にご承知のとおり、ここ長野県において、もう既に約300人ほどのウイルス感染者、これが累計として発表というか、その形であるわけですけれども、今回、新型コロナウイルスの感染拡大、これは全国自治体において、いわゆる行政面でのデジタル化の課題だとか、そういった後進性というものが浮き彫りになったのは、本当に皆さんご承知のとおりかと思います。

やはりデジタル推進というのは、国を挙げての推進の大きな政策ではあったんですけれども、やはりデジタルの実装がいまだされていないということが顕著に表れていたのかなと感じるこの頃です。

これは、一例としてですけれども、これは皆さん実務に携わっていらっしゃることなので、重々もうご承知かと思いますが、今回の特定給付金、これに関わる、いわゆるマイナンバー利用率、これが非常に低い実態があったと。マイナンバー制度自体もまだまだ低い。約２割ぐらいと言われていますけれども、そんな実態もある中で、今回の給付金の申請に関わるもろもろの事務遅滞であったり、これは県の保健所、あるいは長野市でも保健所さんがあるわけですけれども、そこの諸連絡がＦＡＸ等で、いわゆるアナログ的な連絡で終始をしていた。あるいはそういった対応をせざるを得なかったというような、まだまだやっぱりデジタルへの対応が不十分だったというようなことが浮き彫りになっておったわけです。

こうした社会生活を送っていく上でのデジタル面というようなことで目を向けてみますと、さきの国会において、デジタル技術を支えるというスーパーシティ構想、お聞きになっているかどうか分からないんですが、これは今から、今、2020年ですよね。これから10年後を目指してということで、2030年を目途としたデジタルのネットワーク、こういったものをつくっていくという、そんな具体的な構想として象徴しているわけですけれども、そんな改正の

国家戦略特区法、こういったものが改正をされている。そんなことも伏線としてあるわけです。

私も聞き及んでいるところでは、南信のほうの自治体です。詳しいですけれども、その支所の下でこの指定を受けようという形で、今、準備をされている。そんな自治体も県内ではあるというようなことを聞き及んでおります。

こんなことから、小布施町における今のデジタル化の現況、それから、今後のデジタル化に向けた見通しについて、ぜひお聞かせいただければということで質問させていただきます。

細かく、まず１点目でございますけれども、まず、デジタル化に向けた、これは予算が限りあるわけですので、財政面での制約はあろうかと思いますが、当町で優先的にこれからデジタル化に向けてどういった方向で取組をされていくのか。具体的な内容と併せまして、実施時期、おおむねこんな形でとか、このぐらいの時期にはというようなことがありましたら、その辺についてお伺いしたいと思っております。

昨年の６月に、私はこの場の中で、一般質問の中で質問させていただいたんですが、既に長野県においては、いわゆる自動車税関連の納入の決済サービスとして、スマホによる決済アプリ、そういったものが導入をされております。昨年、やはり６月に、ＲＰＡという、なかなかなじみがないかもしれませんけれども、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションというんですか。やはり事務が非常にＡＩのＯＣＲ化によって、非常に簡便に、入力作業等も伴わない。そんなような形で、省力化といいますか、行政事務の効率化というような観点から、昨年ちょっと一般質問させていただいたわけですけれども、そういった方向だとか、今、申し上げたスマホ決済アプリ、こういった導入の方向性についてちょっと教えていただければと思います。

昨今、全国の銀行業界を中心として、自治体とも組んで、一緒にこういうスマホの決済アプリ、これの導入については、今、検討されているようなので、近隣のといいますか、金融機関とはまた連携をして、小布施町でもぜひ実現に向けた推進を図っていただければと思っています。

それから、小さなといいますか、２点目ですけれども、これは、昨年の2019年の７月19日、私、ある程度と言っては大変失礼なんですけれども、わくわく期待しながらキックオフのセミナーに参加させていただきました。近隣の商工会館でやりましたよね。町長もご来席の中で。そこでキャッシュレスタウンの宣言、そういった形でされたところですけれども、ここの中で小布施町、当町も、40％を超えるキャッシュレスの社会、あるいはそういった生活を

目指そうというような形で、高らかな宣言があったかと記憶をしています。

国においては、ご承知のとおり、これから５年間、2025年度に、総務省出身の企画政策課長もいらっしゃるんですが、2025年には国全体でやはり40％超というような形で、今、一生懸命にというか、経産省を中心にとか、いろいろあろうかと思いますけれども、関係機関とも一緒になって目標値を設定して取り組んでいる最中だとお聞きをしています。

このことから、小布施町におけるキャッシュレス、こういった現況と併せて、いわゆるアフターコロナと言われるこれからも、非接触、こういった社会生活の傾向が続くと思われます。ですので、小布施町のキャッシュレスのこれまでの取組、これまでといいますか、１年間の取組をどう捉えていらっしゃるのか。

それから、宣言をしたので、これからどういったもろもろの諸施策を講じていかれるのか。それについてご所見を伺いたいと思います。

○議長（関　悦子君）　須藤企画政策課長。

〔企画政策課長　須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君）　それでは、１点目のご質問にお答えさせていただきます。

行政のデジタル化の現状につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症の対応で、国や全国の自治体で様々なトラブルが報告されたところでございますが、小布施町においてもいまだデジタル実装に結びついていない現状にあることは事実です。

その中で、小布施町の取組の状況でございますが、現在、昨年度から株式会社電算から派遣されている職員の協力も受けながら、行政事務の効率化という観点から、労務管理、超過勤務、ふるさと納税などの一部事務のＲＰＡ化、先ほど議員からご説明ございましたが、ロボティック・プロセス・オートメーションという形で、ロボットを活用した業務の自動化の検討を進めているところです。

また、現在の状況としまして、各種帳票などの紙媒体から各業務システムへ取り込みを行うための電子データへの変換、入力作業に多くの時間や人件費を要しているところでありまして、各種文書を紙媒体で管理することによる保管場所の確保なども問題となってきていることから、今後、ＡＩ・ＯＣＲ、これは人工知能を活用したスキャナーのシステムで、手書きや印刷された文字をスキャナーで自動的に読み取っていただける技術でございますけれども、それを活用した実証実験も今まさに行っているところでございます。

ほかにも、今後、庁内の決裁について、現在は印鑑を用いたものが基本でございますが、一部電子決裁を導入できないかといった検討も進めさせていただいているところです。

今後の行政のデジタル化に向けた方向性ですが、今までお話しさせていただいた行政内部の事務の効率化という観点だけではなく、住民目線から見たサービスの向上という観点も重要だと考えております。例えば住民票をコンビニで交付できるようにすることであったり、オンラインで納税システム、今は現金で基本的に納税となっておりますが、そういったものがオンラインで行えるような形でできないかといった検討は進めているところです。

実際の導入に当たりましては、機器の導入コストであったり、その後のランニングコスト等を含めて、経費の問題を考慮する必要が生じてきておりますが、新型コロナウイルスの感染症の影響で急速に進んだ社会のデジタル化は、今後不可逆なものと言われており、新型コロナウイルスの感染症拡大予防、感染予防と社会経済活動の両立という観点からも、このデジタル化という問題は喫緊の課題と認識しております。

デジタル化を導入するに当たっては、現在の業務フローの流れの理解であるとか、現在のそういった現状の分析というのが必要になってきますので、一度になかなか進めることが難しい分野でもありまして、なかなか具体的な時期等をお示しすることができずに申し訳ありませんが、今後、できることから具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　冨岡産業振興課長。

〔産業振興課長　冨岡広記君登壇〕

○産業振興課長（冨岡広記君）　それでは、私のほうからは、キャッシュレスの現状を踏まえ、今後どういった施策を講じていくのかという２つ目のものについてご説明を申し上げます。

キャッシュレスタウンの構想、目標普及率や事業参加者の参加目標など、令和元年９月会議一般質問でも質問をいただきました。

ここまで進めてきたことからご説明をさせていただきますと、昨年、経済産業省、金融機関に協賛いただき、小布施キャッシュレスタウンプロジェクト、キックオフセミナーを開催し、今年６月までにキャッシュレス決済率、普及率40％、実際の決済率の把握はちょっと難しい部分もありますが、目標とし、商工会加盟事業者を中心に約４割に当たる100事業者が、政府実施のキャッシュレス、消費者還元事業の加盟店登録をいただくことを目標として、関係機関、主に金融機関、商工会参加事業者と連携、協力が必要不可欠と考え、進めてまいりました。

また、９月には、ＰａｙＰａｙ株式会社と事業連携を行い、町内のＰａｙＰａｙ加盟店数を拡大するということで、六斎市でも推進に向けた取組、参加出店者への導入、来場者への

告知イベント、スタンプラリーも含めての実施も考え、進めようと計画を立てておりました。残念ながら六斎市は中止となってしまったわけであります。

今後、キャッシュレス普及率は、参加事業者について、キャッシュレス消費者還元事業の加盟店、総務省のホームページ登録店舗数ということでいきますと149店舗、ＰａｙＰａｙですと登録店舗約50事業者から、おおよそ100事業者に増加していまして、目標にしていた店舗数はおおむね達成できたと関係者と話し合っております。

台風19号災害、新型コロナ感染症拡大で、途中、推進の動きが鈍くなってしまいましたが、計画では、まずは１年間を前提とし進めております。本年６月に加盟店舗数を、実績として成果ありということで、キャッシュレスタウンプロジェクトをまず一区切り、第一段階として考えています。

今回のプロジェクトでは、かなりの飲食店では広がりを見せていると考えています。ポイント還元など、様々な普及拡大の要素も重なって、ユーザー、消費者の利用増進に拍車をかけたものと考えています。プロジェクトでは、特に若者の利用が高く、逆に年齢の高い方は現金払いを望んでいるというふうにも分析をしております。

現在、国でもマイナンバーカードの普及に伴うマイナンバーポイントの推進を図っています。今後は旅行者、インバウンド対策において、このキャッシュレスタウンの普及は必要不可欠と考えております。さらなるキャッシュレスの普及について、メリット、デメリット等々、様々な情報提供の場や、六斎市や各種イベントなどでも利用できる仕組みづくりも進めていきたいと考えています。

いずれにしましても、今後、キャッシュレスの動きは現状以上に進むものと考えており、様々な関係機関と情報共有、連携を図り、推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（関　悦子君）　寺島弘樹議員。

○１番（寺島弘樹君）　ありがとうございます。

最初に、産業振興課の課長さんのほうに、これはもうどちらかというと要請というような形になろうかと思いますけれども、今、第一段階、一区切りというようなご答弁がございました。

私、日々小布施町の中で生活をしていく中で、確かにキャッシュレスとしての端末の整備だとかそういったものは、ある程度ＰａｙＰａｙも含んで、ＱＲコードも含んで進んできているのかなというような実感は確かに持ってはいるんですが、実際にやはり住民の方がキャ

ッシュレスとして、道具としてそういったものの利用がされているのかどうかというのは、やはり私はまだまだ少ないものだと。それは、現金志向だという、もともとの日本人はやっぱり現金を扱ってというようなこともあろうかと思うんです。これはちょっと非常にプライベートな話で恐縮なんですが、例えば私の母親なんかも、やはり年齢、加齢をしてくると、いちいち釣りの計算だとかというのは、やっぱり難しくなってくるんです。やはり銀行に行ってＡＴＭだとか、そういうキャッシュレスといいますか、カードを使ってというような支払いが、ここの小布施町でも個々の一人一人の方が利用になじんでくるというか、そういったものが増やされてくると、より、こういったキャッシュレスの、パーセントはともかくとしても、そういったものは進むのかなと思いますので、一区切りからまた新たな積極的な取組をお願いしたいということで、要望としてお伝えしたいと思います。

先ほどの１番目のデジタル化の関係でちょっと質問させていただきたいと思いますが、今、企画政策課長のほうからご答弁をいただきましたけれども、今、新聞等々、マスコミ等でもそうなんですが、自民党の総裁、あるいは総理のそれぞれ広報者が、一つの政策の中の一つとして、デジタル庁だとかデータ庁とかというようなことも、政策体系の中で語られています。ですので、やはりこれから日本も含めて、どんな小規模な市町村であったとしても、デジタル化の波というものは、もう進んでいくのかなと認識してます。そういった意味で、今、企画政策課長のほうからも、導入等を検討しているというご答弁がありましたが、検討も、やはり具体的にはどういったところでいつ頃というような、なかなか実施時期についてはお答えは難しいかと思いますが、それで、もしここでご答弁できるようであれば、実施時期も含めてぜひ伺わせていただければと思います。

○議長（関　悦子君）　企画政策課長。

○企画政策課長（須藤彰人君）　それでは、寺島議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員からご指摘ございましたとおり、まさにデジタル化の波というのは、今後、先ほどのご答弁でも申し上げさせていただいたのですが、もう不可逆なものといいますか、今後進んでいく一方で、これから逆戻りするということはないかと思われますので、そういった意味で町のほうでも推進のほうをさせていただきたいと考えているところです。

それで、具体的な実施時期というところがやはり必要ではないかというところのご指摘をいただきまして、まさにそういったある程度目標を決めた中で導入していくというところが、大変大事だとは考えているところなんですが、なかなか何月からやりますというのは、今、申し上げにくいところでございます。

今、より具体的に、例えばどういったところが問題となっているかというところなんですが、例えば先ほど申し上げた住民票のコンビニ交付なども、実際に国の担当者と打合せ等もさせていただいているんですが、ある程度人口規模の大きい自治体さんですと、導入して、支所なんかがあったのを、一つ支所をなくしてしまって、コンビニで取れるようになれば人件費も削減できるしみたいなメリットもあったりするんですけれども、小布施町のような小規模かつ面積的にもかなり小さい自治体ですので、コンビニに行くんだったら役場に行けばいいかなとかと、住民の方が思う方も多かったりとかというところで、そうしますと、導入した機械の費用に対して、毎年１年間で発行されている住民票の数を比べると、なかなかちょっと難しいなという問題があったりですとか、そういった検討は進めているんですが、課題等の克服に時間がかかっているというところもございます。

また、それ以外にも、実はたまたま来週もいろいろ電子申請のサービスの関係で、ＬＩＮＥとか、今、若い学生の皆さんであればほぼ100％活用されているアプリかと思うんですけれども、そういったものを活用して、町と、今、町の公式アプリでは情報の発信だけですけれども、住民の方から町に相互でやり取りができるみたいなシステムが導入できないかなというのも、ちょっとまだ導入段階であるんですが、その担当者と打合せをさせていただく予定でありまして、そういった中で、かなり地道な取組でありますけれども、重要な問題と捉えて検討を進めているところですので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　寺島弘樹議員。

○１番（寺島弘樹君）　ありがとうございました。

２問目に進む前に、ちょっと細かな話ですけれども、電子決裁についても、今、言及をされておりました。私も経験上、電子決裁をやったことがあるというか、そんな経験もあるんですけれども、やはり電子決裁というのはいきなりというような形ではなかなか進まないんですよね。ですので、基本的にはやっぱり同時並行で紙決裁、それから電子決裁というような形で進めて、それがいろいろ課題がやっぱり出てくるかと思います。ですので、やはり導入については、繰り返しになりますが早めにということでお願いしたいと思います。

では、続いて、次の質問に移りたいと思います。

同じくコロナ関連ですけれども、今、ウィズコロナ、それからアフターコロナというようなことで、いろいろ諸施策を展開されていらっしゃる中で、小布施町の改めてもろもろの施策について伺いたいと思います。

こういったコロナ禍にあっても、いわんや言われていることつきましては、非対面であったり、非接触であったり、リモートあるいはデジタル、こういったようなことが言われておりますけれども、例外なく小布施町も以前と同じ生活様式、進め方とかそういったものについて、戻ることはなかなか難しいかと思っております。

今回、またこれはちょっと細かな話ですけれども、２つほど、ここからは提案というような形でお聞きいただければと思います。

まず、小布施町のにぎわい創出、このため空間の有効利用について提言をしたいと思います。

ご存じのとおり、国土交通省では、の11月末ですか、期間限定ながら規制緩和策の一環として、道路占用料の許可基準、こういったものを緩和していくというようなことがあります。

道路占用というのは一般の方にはなじみが少ないかと思うんですが、街路灯であったり、ＮＴＴさんの電柱だとかそういったものを設置する場合には、必ず占用の協議をするとか、占用の許可をそれぞれしていく、そういうものでありますが、その許可基準を緩和したということです。狙いはどういうことかといいますと、許可を緩めて、例えば当該自治体の中にいろいろ催し事だとかにぎわい創出のためのというような、そんな狙いも込められているかという趣旨かと思います。

そこで提案なんですけれども、こういったコロナ禍の大変厳しい状況であることは重々承知しているかと思うんですが、あえて今回提案をさせていただきますが、非常にこういった商工業を含むものが非常に萎縮している中で、非常に勇気の要ることかと思いますが、こういった来町者、あるいは客足の誘致、そういったものを図っていくために、これは一例ですけれども、カフェテラスの設置をしていくとか、あるいはそれぞれ今、小布施町の中でも商店街の人たちがテイクアウトだとかデリバリーだとか、そういったことを非常に工夫しながら、それぞれ一生懸命なりわいを育てるために頑張っていらっしゃるかと思います。

そういった、例えばキッチンカーの移動スペース、キッチンカーの文化もこれから小布施町も備えていったらどうかななんて思ったりもしてはいますが、そういったもののもろもろに関わる占用料の免除、これを行ったらどうかと思っています。これは、国交省の指示というか、通常の中にございますけれども、これは個別店舗、一人一人、１店舗ごとではなく、商店街の団体とかという形で関わらしめて申請をしていくといような、簡便なといいますか、一括申請というような形を取っておりますけれども、ここ小布施町でも、いわゆる３密、こういったものを避けつつ、まあ言うはやすし、行うは難しというようなこともあろうかと思

いますが、３密を避けてテラスで食事を楽しむとか、唯一の公共交通機関である長野電鉄さん、いろいろイベント関係の列車も走らせていらっしゃいますが、ぜひそういったところも連携をしつつ、アルコール類をたしなんでもらったりとか、家族でテイクアウト物品をゆっくり楽しむとか、そういったものをちょっと皆さん連想していただきながら考えていただければと思います。

ちなみに、今回私は、おぶせまちテラスロードというようなネーミングで語らせていただいていますけれども、そんな形で提言をさせていただければと思います。

それから、２番目として、スマートフォンアプリＣＯＣＯＡの活用についてであります。

これは、一昨日ですか、９月９日の日に、小布施町のＬＩＮＥで周知というか、そんなご連絡をいただいております。そういった新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した可能性、これを知らせるアプリの活用について、ぜひ積極的に取り組んでいただければと思います。

ある元慶應大学の小林慶一郎さんというお名前はご存じかと思いますが、経産省のほうでも、これはぜひ補助を出して進めるべきじゃないかというようなご提言もされていらっしゃる方もいらっしゃるんですが、今回こういった感染拡大を防ぐためのスマホのアプリＣＯＣＯＡ、これは皆さんご案内のとおり、距離が１メートル以内で15分以上近づいたことがある場合、これはＢｌｕｅｔｏｏｔｈというようなものを使うようですけれども、別の利用者のスマートフォンに接触したという可能性を、それぞれ個々のスマートフォンに知らせてくれるという、非常に便利なというか、有効なツールだと思います。

従前は、通知が届いても、症状の有無と各自の状況に応じて、希望者全員が受けられるとは限らないというような、そんな状況ではあったんですが、今回この８月、先月です。利用者の要望等を受けながら、通知が届けば希望者全員、これが公費で無料で検査を受けられるというような形に変わっております。

こういったことから、ぜひこの小布施町においても、小布施町の町民の方々に対して、ＬＩＮＥでは、先ほど、今、申し上げましたけれども、より一層あらゆる場面で積極的な活用、こういったものは進めていただければと思います。

ちなみに６割上の入力というか、そういったものがないと、なかなか有効にはならないというようなことも一般的には言われていますけれども、ぜひそんな形で取組をお願いしたいと思います。

それから、次、細かな点の３番目ですけれども、さきにも触れたわけですけれども、県内で新型コロナウイルスの感染が急増している。そんな状況であります。感染の第２波という

ような中で、栗ガ丘小学校、それから小布施中学校において、あえて休校等に対応した学びのための対応計画、そういったものの作成をぜひ試みられてはいかがでしょうかということです。

先ほど中村議員のほうからも質問されて、教育長からも答弁があったんですけれども、国のそれぞれ通知に基づいて、現場ではそれぞれ対応していらっしゃると思います。そこに長野県の教育委員会は、県立の中学であったり県立の高校、そこに、それぞれの各校ごとの学びの継続計画、これを作成するようにというような形で通知は出て、それぞれの中学ないしは高校で対応しているわけです。

この春ですか、須高地区と一体で、小布施町の教育委員会にあっても、一斉休校というような形で、同一歩調で休校というような形で措置に入られたわけですけれども、この辺の４月、５月の臨時休校等の家庭学習を含めながら、こういった課題を把握しながら、今後の計画をぜひ作っていただければと考えています。どういったものでもいいと思いますが、県ではガイドライン的なものを作成しておりますけれども、やはり小布施町教育委員会として、栗ガ丘小学校、小布施中学校、それぞれやはり中学校、それから小学校の段階の、やはり取組方というのは異なると思います。ですので、その辺の独自のガイドラインを取り組んでいただけたらというような提案でございます。

それから、今後の学校現場における休校等に対応するために、今回、ＧＩＧＡスクールというのは先ほどから出ておりますけれども、端末の整備をこの12月には整備をされるという、先ほど答弁もございましたけれども、ぜひそれを含めた計画作成、この辺について、まず遠隔授業の推進を求めながら、こういった計画作成について提言をします。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（関　悦子君）　冨岡産業振興課長。

〔産業振興課長　冨岡広記君登壇〕

○産業振興課長（冨岡広記君）　私のほうからは、にぎわい創出のための空間の利用、おぶせまちテラスロードの関係についてご説明、答弁させていただきますが、この質問につきましては、複数の課が関係しておりますが、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、ご質問の中にありました、道路占用の許可基準の緩和についてですが、報道等でもご存じと思いますが、令和２年６月５日付で、新型コロナウイルス感染症の影響に対する沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについてということで、国土交通省道路局長名で、各地方整備局長等へ通知がされています。

本緊急措置の内容については、主に４つございます。１つとして、新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること。２つとして、３密の回避や新しい生活様式の定着に対応すること。また、３つ目として、テークアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること。４つとして、施設付近の清掃等にご協力いただけることなどが主なものでございます。

緩和される場所については、道路においては交通量の多い場所は3.5メートル以上、その他は２メートル以上の歩行空間の確保が必要であり、沿道店舗前の道路にも設置が可能となっています。しかし、この申請は、地方公共団体や地元関係者の協議会などとなっており、事業者個々では申請ができないということでございます。また、本緊急措置の期間は、本年11月30日までとなっております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、商店街の疲弊状態から打破しようと、各地でも様々な活性化策に向けた動きが生まれているようです。例えば移動販売車を集めたキッチンカーによる臨時商店街の開催、お客様は車中から商品を注文し、販売側、商店側のスタッフがお客様の車のほうまで商品を運び清算する。ある意味、臨時ドライブスルー店の開催。お店の駐車場など、車中でそのお店のメニュー、食事ができる企画などもあり、人気があるようです。

しかし、様々な課題もあるようで、狭い場所で１か所に集中することで、沿線沿いに大渋滞が発生してしまったり、猛暑や露天出店のため衛生面に問題が生じたり、臨時ドライブスルー方式では販売効率が悪いなどの課題、問題もあるようです。

そこで、事前予約制にすることで、課題が減少したケースもあるようです。県内では、千曲市で、屋代駅前通り商店街協同組合が、４月１日から歩道でのカフェの開設、松本では、店先の市道、歩道上にオープンテラスなどを設置できるようにする街場のえんがわ作戦を８月１日から実施しております。

寺島議員ご提案の、403号沿いやその近隣においてキッチンカーなどの移動販売車や仮設テント等で露天街等を設置し、テラスで小布施気分を味わえる空間づくり、テラスロード、テラスコーナーを設置したらどうかというご提案ですが、町としても商工会や文化観光協会と、３密を防ぎながら新たなにぎわい創出を検討した経緯がございます。農・商が連携しまして、例えばバス停車帯や町営駐車場の一角、あとは美術館の駐車場、神社や商工会、役場の駐車場も活用しまして、町のあちらこちらに出店会場を分散し、各飲食店の商品販売や農産物販売など、楽しいミニ露天市の開催、また、軽トラックを利用した軽トラック市の開催、

さらに町中に分散させたミニ六斎市、このようなものを開催したらどうかという検討をしました。

しかし、今年の猛暑、会場の設置環境から考えますと、食品衛生管理面の不安や、県内外の新型コロナ感染拡大状況から、いましばらくは現状を見定めながら検討しましょうということで、企画の中断をした経緯もございます。町にとって、にぎわい創出の場は必要不可欠と考え、関係機関と相談しながら、議員ご提案の提言も含め、今後も考えてまいりたいと思います。

また、町では、10年ほど前より、国道403号の整備に併せて、町中心部を、今回ご提案をいただきましたにぎわい創出の空間として整備・活用について、国・県と共に活動を始めております。県道でありながらも、車中心から人中心の道空間整備、そこに暮らす人、訪れる方々が憩い、にぎわいが創出できる空間整備の実現に取り組んでおります。

しかし、国道でありますので、容易に実現できるものではないと思いますが、本事業は、先ほども申し上げましたように、人にとって居心地のよい空間整備であり、小布施町から全国に新たな道空間の在り方を発信できればと思っております。

現在、沿線住民と町等で組織した小布施町国道403号新しい市庭通りを創生する会と、道路管理者である須坂建設事務所などと一緒に、町中心部を通過する交通量の分散や歩道の拡幅、しつらえなどについて検討・調整を進めております。実現のため、議員各位のご協力もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（関　悦子君）　須藤企画政策課長。

〔企画政策課長　須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君）　それでは、私から、新型コロナウイルス接触確認アプリについて、ご質問にお答えいたします。

ただいま質問の中で議員からもご説明がありましたが、新型コロナウイルス接触確認アプリＣＯＣＯＡにつきましては、本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能ブルートゥース機能を利用して、互いに分からないようプライバシーを確保した上で、新型ウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができるアプリです。当初は、こちらも先ほどご質問の中で議員からもご指摘ございましたが、利用者にとって積極的に活用するメリットが少ないのではないかという指摘もあったと聞いておりますが、８月には厚生労働省から、ＣＯＣＯＡで陽性者と接触が通知された人の中で、希望する人は全員が

無料でＰＣＲ検査を受けられるとの方針が示されたところです。

実際にアプリを使用するかは本人の同意が必要という前提ではありますが、町としても今後利用者が増えることで、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止につながることが期待されていると考えております。

実際にまだこのアプリの存在を知らないという方も多いようですので、今後、住民に対して常にＬＩＮＥなどでは広報させていただいておりますが、ホームページや町報でありますとか、ほかにも住民の皆様にお知らせする機会を通じまして、積極的な活用を促す周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　藤沢教育次長。

〔教育次長　藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君）　３つ目の今後の学校休校等の対応計画の作成に関するご質問にお答えをいたします。

ご質問にありましたとおり、県立学校においては、県立学校再開ガイドラインの中で、今後、新型コロナウイルスの感染拡大により、万が一学校を休校する場合においても、児童・生徒の学びを保障するため、各校において学びの継続計画を作成することとしております。

小布施町においては、先ほど中村議員の質問に対し、教育長より答弁させていただきましたが、今後、万が一児童・生徒や保護者、教職員などに感染者が発生した際の感染経路や濃厚接触者の調査、施設の消毒などのために必要な最短の期間、１日から３日程度と考えておりますが、その期間の休校などどうしてもやむを得ない場合以外は、この春のような長期間の臨時休校を行うことなく継続してまいりたいと考えております。したがいまして、現時点で休校に備えた計画の作成は行っておりませんが、この春の休校中に実施した対応策を振り返り、今後の万が一に備えた具体的な対応策の改善や拡充について検討しているところです。

休校期間中において、小学校では、児童の学びの保障をするため、各学年で入念に検討した課題を用意するとともに、県教委や文科省の学習サイトや動画サイトを紹介したり、民間の家庭学習サービスの利用などにより、継続的な学習を支援しました。

また、家庭との通信手段としてのオクレンジャーを活用し、家庭とのやり取りを行い、必要に応じて家庭訪問を実施し、子どもたちの状況把握に努めました。今後もこれらの取組をよりきめ細やかに行っていく予定であります。

中学校においても、内容を精選した小テストを実施し、個に応じた学習方法を指導したり、

学年に応じた学習計画書や学習記録の作成を指導し、自分で何を学習するかを考えさせるようにするなど、休校期間中に実施した対応策をさらに充実させます。

また、各教科、特に５教科では、授業と関連した家庭学習を行うことにより、提出されたノートやプリントからつまずきを把握し、個別指導や授業での重点的な取組につなげていきます。

学校への行きづらさを感じている児童・生徒にとって、３月から５月の臨時休校や分散登校は、結果的にほかの児童・生徒も学校を休むことになっていたり、限られた人数の登校であったりしたことから、気持ちを和らげる方向に作用したと聞いております。どちらかというと６月以降の通常登校に戻ってからのほうが、不安感を増すことにつながっていると考えられますので、不登校傾向にある児童・生徒やご家庭への対応は引き続き丁寧に行っていきます。支援体制を強化するとともに、校内の相談室の充実や校内の中間教室の利用についても推進をしてまいります。

遠隔授業の導入に向けましては、中村議員のご質問の際にも申し上げましたが、現在、国のＧＩＧＡスクール構想の推進に併せ、小布施町においても児童・生徒１人１台のタブレット端末の導入を推進しているところであります。小・中学校と協議を進め、タブレット端末を双方のコミュニケーションツールとして活用できる環境を整えるとともに、オンライン授業の実施に向けた準備を進めてまいります。

全国でこの取組が一気に動き出したこともあって、供給が需要に追いついておらず、現時点でタブレット端末の導入は年内、また、今会議で補正をお認めいただければ、小・中学校へのＷｉ－Ｆｉ環境の整備は年度内の完了をめどに準備を進めていけたらと考えております。

今後、部分的にもできるところから実践に移してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関　悦子君）　寺島弘樹議員。

○１番（寺島弘樹君）　再質問の前に、産業振興課長さんのほうに確認というか、お話をしたいと思います。

今、テラスロードの関係ですけれども、外食産業のぐるなびという飲食サイトがありますよね。あの辺を見てみますと、この７月中旬から８月中旬にかけて約１か月ですけれども、やっぱり月に１回ぐらい外食に出かけている。そんな形で客足が戻ってきているというような、これはもうサイトの情報ですけれども、そんな数字もあるんです。ですので、今回これは11月末までというような期間限定ながら、ぜひこれから、まずはその辺の頃合いをみてい

ただきながら実施をしていただければと思います。

なかなか民間の方が、あるいは個人で飲食店の方が、これこれこういうような形をしていくというのは今、こういったコロナ禍の中では非常に勇気があるというか、望みじゃないかというような、いろんなそういうものが関連してくると思うので、そこはぜひ行政も関与というか、ちょっとリーダーシップといいますか、それは積極的な取組というか投げかけをお願いできればと思います。

それから、次に、企画政策課長の関係、ご答弁をいただきました。積極的な取組について、今、ご答弁をいただきました。

既に９月９日に、同じ話ですけれども、ＬＩＮＥにも通知をしていただきましたということで、ぜひ、無症状ではあるけれども、こういった感染確率が高い人、これをやっぱりどう見つけていくかというようなことが、やはりこれから大きな課題になってくるかと思います。ですので、ぜひあらゆる機会で、繰り返しになりますけれども、あらゆる機会の中でいろいろな取組をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと質問になりますが、教育次長のほうに申し上げたいと思います。

多分に重なるような一般質問で大変恐縮だったんですけれども、中村議員。その他で、端末の導入について、これはちょっと事務的な話ではありますけれども、やはり端末の導入が年度内、あるいは12月というような形の中で、順次整備されていくかと思うんですが、やはりこれから授業の仕方も当然変わってくるわけですよね、きっと。というのは、どういうことかといいますと、オンラインとリアルでというような形の中で、同時並行で授業を進めていけるものとか、あるいはこれはもう対面でないとなかなか難しいやはり教科だとか、科目というものもあると思いますので、その辺はやはり小学校、中学校の中でぜひその整理をしていく中で、私はガイドライン的なものの作成もやはり求められるのではないかと。これは非常に官僚的なというか、事務的なお話で大変恐縮なんですけれども、決して現場任せではないと思うんですけれども、やはり教員のスキルアップもこれから必要でしょうし、そういったもろもろの中長期にわたるこれからコロナ禍の中での教育の仕組みが、やっぱり変わってくると思うんです。ですから、そういった、やはり小布施町の教育委員会としての、独自のとは申しませんけれども、そういった明文化というものもやはり必要なのかなと感じています。その辺、ちょっと再度ご答弁いただければと思います。

○議長（関　悦子君）　藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君）　ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、この学びの継続計画というのは、臨時休校等による場合に、児童・生徒の学びをまず保障するというのが一番の骨格になっております。そんなような形で、いわゆる私どももあの春の休校に伴いまして、いろいろ小学校、中学校でも今までにない経験でありましたので、実際にそういうコロナの関係で休校になりまして、出てきた課題等もございます。そんなようなところを、今後の次期の第２波に備えまして、十分学校のほうとも連携を取りながら、やはり今、議員ご提言いただきました、ある程度の線というかガイドラインというものも見据える中で、今後対応していければと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

○議長（関　悦子君）　これで１番、寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして行政事務一般に関する質問を全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（関　悦子君）　本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　１時５５分